

平成 18 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名：株 式 会 社 大 京  
代 表 者：代表執行役社長 田代 正明  
コ ー ド 番 号：8840 東証・大証第 1 部  
問 い 合 わ せ 先：執行役グループ広報部長 落合 英治  
TEL 03-3475-3802

## 取締役および執行役に対するストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は本日、当社の取締役および執行役に対し、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定ならびに当社取締役会の委任に基づきストックオプションとして付与する新株予約権の発行について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 発行する新株予約権の総数

735 個とする。

ただし、上記の個数は割当予定数であり、引受の申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、その割り当てる数をもって新株予約権の総数とする。

#### 2. 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役および執行役 計 13 名

#### 3. 新株予約権の割当日（発行日）

平成 18 年 8 月 22 日

#### 4. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

新株予約権 1 個の目的たる株式の数は、当社普通株式 1,000 株とする。

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により 1 株に満たない端数が生じる場合はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的たる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

##### (2) 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

##### (3) 新株予約権の行使時に出資をなすべき金額

新株予約権 1 個当たりの行使時に出資をなすべき金額は、次により決定される 1 株当たりの行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）に前記(1)に定める新株予約権 1 個の目的となる株式数を乗じた金額とする。

① 行使価額は平成 18 年 8 月 21 日（以下、「行使価額の決定日」という。）に先立つ

45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該価額が行使価額の決定日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合は、行使価額の決定日の終値をもって行使価額とする。

- ② 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- ③ 新株予約権発行日後に当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分を行うとき（新株予約権の行使ならびに優先株式の取得請求権に伴う普通株式の交付を除く。）は、次の算式により 1 株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ④ 新株予約権発行日後に当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、1 株当たりの行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- (4) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、株式 1 株の発行価格（以下、「発行価額」という。）の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

なお、株式 1 株の発行価格（発行価額）は、1 株当たりの新株予約権行使時の払込金額（行使価額）とする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、発行価額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (5) 新株予約権行使期間

平成 20 年 6 月 29 日から平成 28 年 6 月 28 日まで。

- (6) 新株予約権行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社もしくは当社子会社等の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人のいずれの地位も自己の都合により失っていないことを要する。ただし、任期満了による退任、定年、子会社等への転籍あるいは会社都合による退職等、正当な理由によって失った場合については、失った日または平成 20 年 6 月 29 日のいずれか遅いほうの日から 1 年を経過していない場合に限り行使できるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社等の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人のいずれの地位についても、会社法その他日本の法令または海外の法令もしくは当社または当社子会社等が定める社内規程に規定される欠格事由、解任事由もしくは解職事由が生じておらず、かつ当該法令の違反もしくは社内規程の重大な違反に該当する行為がないことを要する。ただし、当社が、

当該新株予約権者のこれまでの当社または当社子会社等の業績向上への貢献度、当該事由、行為の内容もしくはその治癒または解消の状況を考慮し、当該新株予約権の行使を認めるのが相当と判断した場合にはこの限りではない。

- ③ 新株予約権者は、いかなる場合においても新株予約権について、質入、譲渡担保の設定その他の担保に供する等いかなる処分も行わないものとする。
- ④ 新株予約権者およびその相続人は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に従い、新株予約権を行使するものとする。
- ⑤ 新株予約権者が前記①ないし④に定める新株予約権行使の条件のいずれかを満たさなくなった場合、当該新株予約権者の有する新株予約権は会社法第 287 条に従い消滅する。

- (7) 合併等組織再編の場合における新株予約権行使期間の短縮その他新株予約権行使の条件についての必要な調整もしくは変更

新株予約権発行日後に、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転もしくはその他の会社法で定められた組織再編を行う場合または関係諸法令の改廃があった場合、当社は、第 4 項(1)および(3)に定める他、合理的な範囲で、新株予約権行使期間の短縮その他新株予約権行使の条件について必要な調整もしくは変更を行い、新株予約権の行使を制限することができるものとする。

- (8) 新株予約権の取得

- ① 当社が合併により消滅会社となる場合、会社分割により分割会社となる場合もしくは株式交換または株式移転により完全子会社となる場合において、当該新株予約権に対し、存続会社、新設会社、承継会社または完全親会社の新株予約権の交付がなされないときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が、新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (9) 譲渡による新株予約権の取得

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

以 上